

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

日本の最低賃金制度の問題点には、①最低賃金が低すぎる、②全国一律制でなく地域間格差がある、③中小企業支援策が不十分であることが挙げられる。

全国加重平均額（1,004円）でフルタイム勤務した場合、月給で16万円程度になるが、食事、住宅、交通、医療、教育などの基本的な生活費に加え、近年の物価高を考慮すると、最低賃金だけでは安定した生活を維持することは難しいと考えられる。

また、昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円となったが、この金額は全国加重平均時給（1,004円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さである。東京や神奈川、埼玉、千葉の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1,000円を超えており、最低賃金の地域間格差により、労働者が都市部へ流出し、地域の人口、経済、雇用等の各面に影響を及ぼす一因となっている。

このようなことから、最低賃金の底上げと地域間格差の是正は喫緊の課題となっている。

他方で、これらの是正を行う場合、地域の中小企業をはじめ事業主がその負担に耐えられるかという点は、解決すべき重要な課題であることから、事業主に対しては賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の軽減など、長期的な展望をもって安定かつ継続的な支援が必要である。

以上のことから、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を実現するため、下記の項目の早期実現を求める。

記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月19日

龍ヶ崎市議会